

当院からのご案内

当院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生(支)局に届出を行っています。

■ 電子的歯科診療情報連携体制整備加算 2

当院では、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用し、質の高い歯科医療の提供に努めています。

また、診療報酬明細書は患者様に無償で交付しています。

■ 歯科点数表の初診料の施設基準（歯初診）

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

■ 口腔機能管理体制に関する施設基準（口実地）

当院では、患者様が生涯にわたりご自身のお口で食事を楽しみ、健康的な生活を維持できるようサポートする体制を整えております。

その一環として、専門の研修を修了した歯科衛生士が、口腔機能の維持・向上のための指導を実施いたします。

■ 歯科訪問診療料に関する施設基準（歯訪問）

在宅で療養している患者様への診療を行っています。

■ 歯科技工士連携加算 1・2

患者様の補綴物製作に際し、歯科技工士（所）との連携体制を確保しています。また、必要に応じて情報通信機器を用いた連携も実施いたします。

■ CAD／CAM 冠及び CAD／CAM インレーに関する施設基準

CAD／CAM と呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作された冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

■ クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

■歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

当院では、医療従事者の賃上げ（ベースアップ等）を目的とした取り組みを継続的に実施し、より質の高い歯科医療の提供に努めてまいります。何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

■歯科技工所ベースアップ支援料

当院では、提携する歯科技工所と密に連携し、支援料の全額を歯科技工所への委託費増額に充てております。

歯科技工士の処遇改善を支援することは、技工物の精度向上に直結し、患者様へのご満足にもつながります。

長住やました歯科 管理者(院長)：山下 英俊